

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2 住所（団体にあつては所在地）3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和 6 年 1 2 月 1 6 日から 4 月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	（仮称）ライフ板橋富士見店
2 店舗所在地	板橋区富士見町4番8号
3 設置者名	株式会社ライフコーポレーション
4 設置者住所	大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号
5 小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ライフコーポレーション
6 新設をする日	令和 7 年 7 月 2 9 日
7 店舗面積の合計	1,590 ㎡
8 駐車場の位置及び収容台数	店舗内49台
9 駐輪場の位置及び収容台数	店舗内106台
10 荷さばき施設の位置及び面積	店舗内91㎡
11 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内14.96㎡
12 小売業を行う者の開店時刻	午前9時
13 小売業を行う者の閉店時刻	午後10時45分
14 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後11時まで
15 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1箇所敷地南側
16 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで
17 届出日	令和 6 年 1 1 月 2 8 日
18 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号）
19 縦覧期間	令和 6 年 1 2 月 1 6 日から令和 7 年 4 月 1 6 日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20 縦覧時間	午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

1	店舗名	(仮称) 池袋西口プロジェクト
2	店舗所在地	豊島区西池袋三丁目28番13号
3	設置者名	カシワエスレート合同会社
4	設置者住所	豊島区東池袋一丁目5番6号
5	小売業を行う者の氏名又は名称	未定
6	新設をする日	令和8年2月28日
7	店舗面積の合計	4,110 m ²
8	駐車場の位置及び収容台数	店舗内 31台
9	駐輪場の位置及び収容台数	店舗内 186台
10	荷さばき施設の位置及び面積	店舗内 185m ²
11	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内 33.40m ³
12	小売業を行う者の開店時刻	午前6時30分ほか
13	小売業を行う者の閉店時刻	午後11時ほか
14	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時から午後11時30分
15	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1か所 敷地西側
16	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	24時間
17	届出日	令和6年12月5日
18	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19	縦覧期間	令和6年12月16日から令和7年4月16日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名） 2 住所（団体にあつては所在地） 3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年12月16日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してくだ

さい。

1	店舗名	原宿クエスト
2	店舗所在地	渋谷区神宮前一丁目13番14号
3	設置者名	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
4	設置者住所	千代田区外神田四丁目14番1号
5	変更前の駐車場の位置及び収容台数	店舗内17台
6	変更後の駐車場の位置及び収容台数	隔地17台
7	変更前の駐輪場の位置及び収容台数	店舗内5台
8	変更後の駐輪場の位置及び収容台数	店舗内93台
9	変更前の荷さばき施設の位置及び面積	店舗内13㎡
10	変更後の荷さばき施設の位置及び面積	店舗内72㎡
11	変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内39.78㎡
12	変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内16.24㎡
13	変更前の開店時刻	午前10時ほか
14	変更後の開店時刻	午前10時
15	変更前の閉店時刻	午後11時ほか
16	変更後の閉店時刻	午後9時。ただし、年間5日に限り午後10時
17	変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前10時から午後11時まで
18	変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで。ただし年間5日に限り 午前9時30分から午後10時30分まで
19	変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1箇所 店舗内
20	変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1箇所 隔地
21	変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午前10時まで

22 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前5時から午前9時30分。午後9時から翌午前0時まで
23 変更日	令和7年8月1日
24 届出日	令和6年11月28日
25 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
26 縦覧期間	令和6年12月16日から令和7年4月16日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
27 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名） 2 住所（団体にあつては所在地） 3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年12月16日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	D C M唐木田店
2 店舗所在地	多摩市唐木田一丁目3番
3 設置者名	D C M株式会社
4 設置者住所	品川区南大井六丁目22番7号
5 変更前の店舗名	ケーヨーデイツー唐木田店
6 変更後の店舗名	D C M唐木田店
7 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ケーヨー
8 変更後の小売業者の氏名又は名称	D C M株式会社
9 変更日	令和6年9月1日
10 届出日	令和6年12月5日
11 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）

12 縦覧期間	令和6年12月16日から令和7年4月16日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
13 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
1 店舗名	フォレストモール南大沢
2 店舗所在地	八王子市南大沢二丁目25番
3 設置者名	合同会社フォレストプロパティ
4 設置者住所	新宿区西新宿二丁目6番1号新宿住友ビル11階
5 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社サンドラッグほか4名
6 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社サンドラッグほか2名
7 変更日	令和4年6月26日ほか
8 届出日	令和6年12月6日
9 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10 縦覧期間	令和6年12月16日から令和7年4月16日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

1 店舗名	ドン・キホーテ町屋店
2 店舗所在地	荒川区町屋六丁目32番21号
3 設置者名	J A 三井リース株式会社
4 店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日	令和6年5月14日